

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

令和6年9月18日条例第5号

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 この条例の施行については、沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年沖縄県条例第6号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。